

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530050

研究課題名(和文) 国際法秩序の中の国際労働法

研究課題名(英文) International labour law in the system of public international law

研究代表者

吾郷 眞一 (Ago, Shinichi)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50114202

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)： 国際労働法が、国際公法秩序を構成する重要な要素であって、特殊・自己完結的な法制度でないことを明らかにした。

国際労働法は、国際労働機関(ILO)が設定する国際労働基準が中心となり、その実施監視機能により内容が充実するが、それは国際法秩序の中に位置づけられてこそ初めて意味を持つことが明らかになった。

国際労働法は、労働に特化した特殊な国際法ではなく、国際人権法の一部として、国際社会の組織化を担っていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： The research found that international labour law is an important component of the international legal system and that it is not a sui generis system.

The main body of international labour law is found in the international labour standards adopted by the ILO, with its supervisory mechanisms strengthening the effectiveness of its norms, and the legal importance of the latter can only be conceived within the context of public international law in general.

International labour law contributes to the institutionalization of the world community by amplifying the contents of international human rights law, hence not as a special branch of law detached from general international law.

研究分野：国際法

キーワード：国際労働法 国際人権法 国際労働基準 国際組織法 ILO 規範実施の監視 国際コントロール

## 1. 研究開始当初の背景

国際労働法という法分野の定義には、従来一義性がなく、研究者・教員がそれぞれの立場から任意に用いていた。日本の大学における講義題目でも、労働抵触法あるいは比較労働法という定義の方がふさわしいと考えられるものを散見する。

従来、国際労働法(主としてILOが設定する国際労働基準)は労働に特化した特別法で国際法一般としての広がりはない、と考えられてきた。すなわち国際労働基準も、基準適用に関する監視機構の判断も、個別国家の個別労働法規や国内司法判断と並列に考えられる特殊なレジームであると認識するのである。しかし、ILOの実行や国家慣行を見ていくと、実際にはそうではないと思われる場合が多く、一般的な国際立法・国際行政・国際司法(準司法)にかなり近づいていることがわかる。そのような状況においては、国際法体系を構築する正式な要素として国際労働基準を見ることが、理論的にも実践的にも必要となってくる。国際労働法は国際法(国際人権法)であるということ認識し、体系化することが今までされてこなかったことを改め、国際法体系を構築する主要要素の一つと位置付けることが要請される。

## 2. 研究の目的

本研究では、個別の国際労働基準についての総合的研究、国際法定立過程に位置づけられる国際労働基準設定手続の評価、ILO基準適用監視機構の仕組みとその準司法的機能に関する研究など、研究代表者が今まで行ってきた研究の成果の上に、国際労働法という学問領域の確立と、国際法学の分野における本流化を目指すものである。すなわち、一定の研究業績がある国際労働立法機能と適用監視機能の研究成果のうえに、国際法とりわけ国際組織法体系の中で国際労働法が果たす役割を確認する。すなわち、国際労働法は特殊なレジームを形成するものではないこと、一般国際法が国際労働基準設定および実施の監視過程に広く及ぶこと、国際法と国内法の関係において国際労働法が両者に相互に入りこんでいくものであること(国際法と国内法が有機的にリンクすること)、日本においては国内裁判所が国際労働法を直接適用していくことができ、裁判官は国際と国内の二重機能を果たすこと、逆に国内裁判例は国際労働法の解釈にも影響を与え、国際労働立法にも寄与しうること、などを導くことを意図する。

本研究は国際労働法という領域を正しく把握し、国際法体系の中に適切に位置づけ、国際社会の組織化という文脈において中心的な働きをしている、という事実を検証することである。国際労働法が、国際公法秩序を構成する重要な要素であって、特殊・自己完

結的な法制度でないことを明らかにするとともに、国際労働基準とその実施監視がもつ意義を、国際法秩序の中に正しく位置づけ、ILO条約やILO勧告が、しばしば不適切に認識されているような、「労働に特化した特殊な国際基準」ではなく、国際社会の組織化を一般的に担う国際人権法として中心的な国際法規であることを明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

(1)3年にわたる研究期間において、研究代表者がこれまでに行ってきた個別の国際労働基準についての総合的研究、国際法定立過程に位置づけられる国際労働基準設定手続の評価、ILO基準適用監視機構の仕組みとその準司法的機能に関する研究などの成果の上に、理論的研究を行うとともに、ILO(その特徴である三者構成の構成要素である政府、使用者、労働者、事務局)とのコンタクトを通じた一次資料分析を行った。

(2)初年度は、既存の多くの国際人権法関連著作・論文を分析して、国際人権法の国際法秩序の中の主流化が論議されているのと同様に、国際労働法の国際法秩序への同化を検証した。また各種人権条約とその実施体制と比較することにより、国際人権法としての国際労働法の位置づけを明らかにしていった。そのために、本研究のテーマに関連する各種の学会、研究集会(たとえばアジア国際法学会日本協会の研究会)に参加し、研究進捗状況を確認するとともに、新しい知見を獲得した。

(3)次年度は、国際労働基準の適用の考察を国際・国内の両側面に関して行い、二つのレベルが実は相互に交わっていることを明らかにした。以前参加した(最上敏樹研究代表)基盤研究(B)「国際法における立憲主義と機能主義」の共同研究の過程で獲得した知見、すなわちそこでの結論としての立憲主義と機能主義の融合という認識に基づき、そのひとつの応用として本研究を展開した。また、研究代表者が長年行ってきたILO基準実施監視機構の準司法的機能を再検討(下記発表論文一覧中、図書などのうち)しつつ、ジュネーブILO本部における資料・情報収集や本部国際労働基準局及びアジア太平洋総局(バンコク)で、基準担当法務官と意見交換を行うことにより、最新の国際労働基準適用実務を研修した。平成25年秋にニューデリーでおこなわれたアジア国際法学会第4回研究大会に出席し、報告を行った。(下記、学会発表 アジア国際法学会、ニューデリー、2013年11月15日、「国際法強化のための国内裁判の利用 特に労働事件を取り上げて」)

(4) 国際労働法は国際人権法として国際法の重要な一部であることを示したのち、規定対象はたしかに労働という側面に限定されているとはいえ、国際法一般の規制が及ぶことの立証を行った。国際社会の組織化という大きい枠組みの中で、機能主義的な側面を持つILOによる国際労働基準設定が、実は国際法立憲化の系譜の中でも重要な意味を持つことを明らかにしていった。国際法の断片化が言われる中、自己完結的に見えるILO基準設定および実施監視制度が実は国際法体系の中の有効な一部分であり、決して独立して存在するものではないこと、中央集権的立法機関、行政・司法機関がない国際法体系にとって、国際労働法が一つの主要なコンポーネントとして全体の法的統合に寄与していることを検証した。平成26年4月にワシントンで開かれた国際法協会・アメリカ国際法学会合同の研究大会において、様々なセッションに参加し、とりわけ国際法協会の「ビジネスと人権」研究グループのセッションにおいて、労働基本権とビジネスの関係を議論するとともに、国際立法過程で国際労働法が重要な働きをすることを指摘した。また、同年秋に開かれたアジア国際法学会中間大会(ダッカ)及び、国内諸学会、11月末のジュネーブILO本部での聞き取り調査において国際労働法の国際法体系内の位置づけについての研究を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 国際労働法の国際法としての生成

ILO 監視機構の司法機能(判例法形成機能)

国際労働基準設定および実施の監視過程は、優れて一般国際法の技術が用いられること、国際労働法は特殊なレジームを形成するものではないこと、国内司法判断においても国際労働法が国際法として入りこみうるものであること、逆に国内判例は国際労働法の解釈にも影響を与え、国際労働立法にも寄与しうること、などを明らかにした。ILO 基準監視制度はこれからも国際法実現の主要な手段として機能していくであろうということが確認された。

ILO 憲章は22条で批准した条約の実施に関してとった措置を加盟国が定期的に報告する義務を規定した。そのあとどうするかについては明示的な規定はない。現在の監視機構は、ほぼすべてこの22条と勧告および批准されない条約についての報告義務を規定した19条を根拠規定として成り立っている。このことは重要な点でありILOの監視制度の発展を考えるときの要になる。ILOの監視機構の働きがILO憲章19条と22条に含意されていたものと想定すれば、1922年に初めて総会において基準適用が審議されたとき、その委員会は19条や22条の授権による

活動をしたと意味付けることができる。そして、その活動が条約数と批准数の増大により物理的に不可能になってきたとき、条約勧告適用専門家委員会が設置されたのもその流れの延長線上にあるものであって、広い意味でILO憲章によって設置されたと見ることが可能である。

##### 国内司法過程との協働

ILOの監視機構は、国際労働法上の多くの「判例法」を積み重ねていくであろうが、ここで期待されるのはそれを裏付ける国内法制度による補強であると考えられる。国際労働基準、特にILO条約は人権条約として個人(多くの場合労働組合等の集団であるが、強制労働禁止などの基本権条約の場合は個人の私人)に直接的権利を付与するので、その権利が実現されるためにはやはり国内司法過程において援用されることが必要である。ILOの監視機構が打ち立てた「判例法」に従った司法判断を国内裁判所が行うことによって、国際法もまたその内容を堅固なものにするという相乗効果が出てくるのであって、国内機関による国際法実現の「二重機能」が強く期待されることが本研究によって明らかになった。

ILOにおける有権的解釈機関は、憲章37条によって国際司法裁判所であるとされている。しかし、加盟国が条約の解釈をめぐる争うときにこの憲章上の規定を利用したことは、ILO設立以来90年以上たった今日までほぼ無いに等しく、実際にはいわゆる監視機構の判断が実質的な有権的解釈に近いものとなってきている。ILOの監視機構は、純粹法的な判断をする条約勧告適用専門家委員会だけでなく、政労使三者構成の総会における基準適用委員会という審議機関を経由し、しかも長年にわたりILO条約の適用に関する判断を行ってこることから、そこで形成されるいわば判例法的な解釈基準は相当に完成度が高い有権的国際法解釈であるといえる。現実に、平成23年4月28日の広島高裁判決では、日本の国内裁判所がILOの監視機構の条約解釈を援用し、判決を下している。

##### ILO 監視機構の充実

ILOにおける監視制度は国際法を実施するために設けられた制度としては先駆的なものであると同時に、今日でも最も実効性の高い仕組みとして国際法の実現に貢献していることが確認された。ILO憲章を深く読み込むことにより、もともと明示的に設置されていなかった仕組みが時間をかけて整備されていき、国際法的に意味を持つ決定を判例法形成に似た形で集積してきた。仕組みが出来上がるまでには、その時々若干の未開拓の領域に踏み込む決定がなされてきた。「注意深くも大胆なイノベーション」(元ILO事務局長)が存在し、それは時の経過という重

みに支えられて正統性を具備するに至った。国際組織法の慣習法的発展が、国際法の発展に寄与している。実施の観点から国際法を見ることの重要性が再確認された。ILO 監視機構の業績は、国連の下に採択された各種人権条約に影響を及ぼし、今後も模範を提供していくことが確認された。(下記論文、立命館法学、「人の国際移動と労働 –国際組織の役割-」)

## (2) 国際人権法としての国際労働法、国際労働法としての労働 CSR の出現

国際人権法の中に存在する国際労働法  
いうまでもなく、国際人権規約の市民権規約も社会権規約も、一様に労働組合の自由を定めており、その他多くの人権規定も労働に関するものを扱っている。その意味で、初めから労働権は人権の中に入っている。ILO が設定する国際労働基準も、何らかの形でそれらのいくつかの規定に帰属させることができる。国際労働基準はすなわち人権である、という命題は自明のこのように見えるが、それがあまり認識されてこなかったことを本研究は自明化した。

国際労働法は国際人権法として国際法の重要な一部であることが確定され、(前出論文) 規定対象はたしかに労働という側面に限定されているとはいえ、一般国際法の規制が及ぶことが認識できる。国際労働基準の解釈には一般国際法上の解釈規則が適用され、ILO 条約解釈上の紛争処理については国際司法裁判所が管轄権を持ち、(2013-15 年における、総会における使用者グループの議論がこのことを浮き彫りにさせた) ILO の監視機構は組織の内部機関であるだけにとどまらず、国際法執行機関として国際(公)法益を実現する機能を果たすことが、実証された。

### 国際労働法の裾野(労働 CSR)

国際労働法の法源に関しては、伝統的な国際労働基準(ILO 条約及び ILO 勧告)だけでなく、ILO 理事会の宣言、OECD のガイドライン、及び現在発展過程にある企業の社会的責任(CSR) 関連文書も、国際公益の実現のための新しいツールになっていること(国際公法の中に位置づけられる国際労働法を象徴)が解明された。(下記論文、企業の労働 CSR 強化の方向性と労使関係の今後の在り方、公衆衛生)最近出現した労働 CSR は、OECD や ILO が設定した多国籍企業に関する行動要綱が代表的であるが、いわゆる国際法的に法的拘束力のない文書である。しかし、労働 CSR は今日実質的に規範としての力を持っていることが確認され、特に国際的に活動する企業にとって無視できない存在になっていることがわかった。これら労働 CSR は国際労働法と重なり合うところが多く、OECD ガイドラインや ILO 三者宣言で一部はすでに国際労働

法として認識されるに至っているとも考えられる。原初的な CSR において労働法規範は中心的な位置を占めていなかったが、今日いろいろな形で発現する CSR には労働基準が多く含まれていて、最新の総合的な CSR 文書である ISO26000 や、国連の多国籍企業指導原則においては、むしろ労働基準が重要な内容になっている。国際労働法のツールとしての CSR はかなり実定化(ソフトローのレベルではあるが)されてきているということが明らかになった。

国際労働法は伝統的な国際法(条約と慣習法)の枠組みだけで捉えきれないことがわかり、CSR はその中で十分に市民権を有することが確認された。このソフトロー的な展開が、国際労働法の範疇に入ってくることを認定したことは大きい成果である。

## (3) 国際人権法としての国際労働法

人権条約で設置された機構や ILO の基準実施監視機構は国際調整行政組織として働くが、それらは設定された規範の実施を監視していくための組織である一方で、たとえば ILO 結社の自由委員会は国内の労働委員会に似た労使紛争の団体的解決の役割を担っている。そこで援用されるのは、国際人権条約や ILO 条約という、特別国際法としての条約ではなく、もっと一般的な人権基準である結社の自由原則という国際法(国際人権法)原則である。それは狭い意味の労働権に限定された、特殊なレジームではなく、もっと広い国際公益の実現を図るものということができる。ILO 条約や各種基本的労働権が人権である限りにおいて、これらの機構は、国際人権法を実施していく役割を担っているのである。

本研究は、個別法領域であるとされてきた国際労働法を、国際人権法体系に有機的に結びつけることを可能にした。国際法(就中、国際人権法)秩序をさらに理論的に精緻化することができた。

## (4) 課題

本研究の成果は概ね以上であり、初期の学問状況を打開し、新しい認識を提示することに成功したと思われる。ただ、ILO の監視機構がこの数年使用者グループの執拗な抵抗にあって、その「条約解釈」権限を問われてきたことに見られるように、国際労働法の国際法主流化に対する逆風も、まだ存在し続けている。また、国際労働法の新しい「法源」であるところの労働 CSR にしても、まだそのソフトロー的な性質すら完全には確定していない状況で、若干先行きが不透明なところもある。しかし、全体の潮流は変わりようがなく、国際人権法としての国際労働法の研究は、さらに続けることが求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

吾郷眞一、人の国際移動と労働 –国際組織の役割-、立命館法学、査読有、357-358 巻、2015、15-21

吾郷眞一、日本と ILO、イントレコウク、査読無、69 巻、2014、15-21

吾郷眞一、企業の労働 CSR 強化の方向性と労使関係の今後の在り方、公衆衛生、査読無、78 巻 2 号、2014、121-124

吾郷眞一、国際社会の機能主義的結合、法律時報、査読無、85 巻 11 号、2013、13-19

〔学会発表〕(計 1 件)

アジア国際法学会、国際法強化のための国内裁判所の利用、New Delhi Habitat Center、インドニューデリー、2013、11 月 15 日

〔図書〕(計 1 件)

吾郷眞一 他、ILO 基準適用監視制度再考、信山社、2013、61-82

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

(1) 研究代表者

吾郷眞一 (AGO Shinichi )  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：50114202

6. 研究組織